１ヶ月あたりの施設利用料金（居室タイプ別）

※1ヵ月あたりの施設利用料金は、30日で計算しています。

（令和5年10月１日より）

		介護サービス料金	加算料金	負担区分	居住費	食費	その他※	自己負担額合計
従来型・多床室（４人部屋）	要介護１	17,430	3,650	第1段階	0	9,000	15,000	45,080
				第2段階	11,100	11,700		58,880
				第3段階①	11,100	19,500		66,680
				第3段階②	11,100	40,800		87,980
				第4段階	25,650	43,350		105,080
	要介護２	19,500	3,910	第1段階	0	9,000	15,000	47,410
				第2段階	11,100	11,700		61,210
				第3段階①	11,100	19,500		69,010
				第3段階②	11,100	40,800		90,310
				第4段階	25,650	43,350		107,410
	要介護３	21,660	4,170	第1段階	0	9,000	15,000	49,830
				第2段階	11,100	11,700		63,630
				第3段階①	11,100	19,500		71,430
				第3段階②	11,100	40,800		92,730
				第4段階	25,650	43,350		109,830
	要介護４	23,730	4,420	第1段階	0	9,000	15,000	52,150
				第2段階	11,100	11,700		65,950
				第3段階①	11,100	19,500		73,750
				第3段階②	11,100	40,800		95,050
				第4段階	25,650	43,350		112,150
	要介護５	25,770	4,670	第1段階	0	9,000	15,000	54,440
				第2段階	11,100	11,700		68,240
				第3段階①	11,100	19,500		76,040
				第3段階②	11,100	40,800		97,340
				第4段階	25,650	43,350		114,440

		介護サービス料金	加算料金	負担区分	居住費	食費	その他※	自己負担額合計
従来型・個室	要介護１	17,430	3,650	第1段階	9,600	9,000	15,000	54,680
				第2段階	12,600	11,700		60,380
				第3段階①	24,600	19,500		80,180
				第3段階②	24,600	40,800		101,480
				第4段階	35,130	43,350		114,560
	要介護２	19,500	3,910	第1段階	9,600	9,000	15,000	57,010
				第2段階	12,600	11,700		62,710
				第3段階①	24,600	19,500		82,510
				第3段階②	24,600	40,800		103,810
				第4段階	35,130	43,350		116,890
	要介護３	21,660	4,170	第1段階	9,600	9,000	15,000	59,430
				第2段階	12,600	11,700		65,130
				第3段階①	24,600	19,500		84,930
				第3段階②	24,600	40,800		106,230
				第4段階	35,130	43,350		119,310
	要介護４	23,730	4,420	第1段階	9,600	9,000	15,000	61,750
				第2段階	12,600	11,700		67,450
				第3段階①	24,600	19,500		87,250
				第3段階②	24,600	40,800		108,550
				第4段階	35,130	43,350		121,630
	要介護５	25,770	4,670	第1段階	9,600	9,000	15,000	64,040
				第2段階	12,600	11,700		69,740
				第3段階①	24,600	19,500		89,540
				第3段階②	24,600	40,800		110,840
				第4段階	35,130	43,350		123,920

		介護サービス料金	加算料金	負担区分	居住費	食費	その他※	自己負担額合計
ユニット型小規模（個室）	要介護１	22,720	3,930	第1段階	24,600	9,000	15,000	75,250
				第2段階		11,700		77,950
				第3段階①	39,300	19,500		100,450
				第3段階②	39,300	40,800		121,750
				第4段階	60,180	43,350		145,180
	要介護２	24,730	4,170	第1段階	24,600	9,000	15,000	77,500
				第2段階		11,700		80,200
				第3段階①	39,300	19,500		102,700
				第3段階②	39,300	40,800		124,000
				第4段階	60,180	43,350		147,430
	要介護３	26,920	4,440	第1段階	24,600	9,000	15,000	79,960
				第2段階		11,700		82,660
				第3段階①	39,300	19,500		105,160
				第3段階②	39,300	40,800		126,460
				第4段階	60,180	43,350		149,890
	要介護４	28,900	4,680	第1段階	24,600	9,000	15,000	82,180
				第2段階		11,700		84,880
				第3段階①	39,300	19,500		107,380
				第3段階②	39,300	40,800		128,680
				第4段階	60,180	43,350		152,110
	要介護５	30,880	4,920	第1段階	24,600	9,000	15,000	84,400
				第2段階		11,700		87,100
				第3段階①	39,300	19,500		109,600
				第3段階②	39,300	40,800		130,900
				第4段階	60,180	43,350		154,330

介護保険対象分の計算方法：（基本単位＋加算額）×日数×10.14（地域単価）－介護給付（7～9割）＝自己負担額　注）自己負担額は、利用者様の負担割合（1割～3割）によって異なります。

（サービス総単位数に地域単価（宇陀市：1単位＝10.14円）を掛ける為、端数処理により金額が若干異なる場合があります。あくまでも目安として上記の金額をご参照下さい。）

※その他…教養娯楽費（150円/日×30日）・日用品費（Aセット：250円/日orBセット：270円/日×30日　※上記料金表は『Aセット：250円/日』を選択の場合です）・預り金管理費（3,000/月）の合計費用

加算項目一覧表（令和5年１０月～）

	加算項目	単位	説　明（条　件）
	初期加算	30	入居日から30日に限って加算。また、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も加算。
◎（いずれか）	サービス提供体制加算（Ⅰ）	22	介護福祉士が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置している場合。
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	18	介護福祉士が60%以上配置されている場合。
	サービス提供体制加算（Ⅲ）	6	介護福祉士が50%以上又は常勤職員75%以上又は勤続7年以上30%以上配置されている場合。
◎	夜勤職員配置加算（Ⅰ）【従来型】	13	夜勤職員の数が規定より1名以上配置されている場合。
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）【ユニット型】	18	夜勤職員の数が規定より1名以上配置されている場合。
◎（いずれか）	看護体制加算（Ⅰ）	4	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
	看護体制加算（Ⅱ） 【従来型・ユニット型】	8	常勤換算で看護職員を入所者25人に対して1名以上、かつ、基準＋1名以上配置されている場合。 施設又は病院等の看護職員による24時間の連絡体制が確保されている場合。
	外泊時費用(入院時)	246	入所者が病院等への入院及び居宅への外泊を認めた場合。月に６日を限度として算定。
	看取り介護加算（Ⅰ）	72	死亡日以前31～45日
	看取り介護加算（Ⅱ）	144	死亡日以前4～30日
	看取り介護加算（Ⅲ）	680	死亡日の前日・前々日
	看取り介護加算（Ⅳ）	1,280	死亡日
◎（いずれか）	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単位/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用する事に対しての加算。
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50単位/月	上記の内容に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を提出している事に対しての加算。
◎（いずれか）	介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）～（Ⅴ） 【従来型・ユニット型】		厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合。 ※『介護サービス費』＋『その他の加算』×8.3%（Ⅰ）もしくは6.0%（Ⅱ）もしくは3.3%（Ⅲ）で算出された数値を四捨五入したものがこの加算の単位数になります。尚、加算（Ⅳ）は加算（Ⅲ）×0.9%、加算（Ⅴ）は加算（Ⅲ）×0.8%　が単位数となります。
◎（いずれか）	特定介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）～（Ⅱ） 【従来型・ユニット型】		・上記介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定している場合・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っている場合・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合　※『介護サービス費』＋『その他の加算』×2.7%（Ⅰ）もしくは2.3%（Ⅱ）で算出された数値を四捨五入したものがこの加算の単位数になります。
◎	介護職員等ベースアップ等支援加算 【従来型・ユニット型】		処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している場合。 ※『介護サービス費』＋『その他の加算』×1.6%で算出された数値を四捨五入したものがこの加算の単位数になります。

※◎は常時加算、空白は発生時や対象となる場合に加算となります。
※加算については、1日または1回あたりの単位です。
※要介護度、ご利用者負担段階の有無に関わらず一律加算されます。

その他の料金について（日常生活に要する諸費用）

	項目	料金	説　明
（全額自己負担です）	日用品費 ※AセットまたはBセット、いずれかをお選びいただきます。	Aセット 250円/日	■Aセット 入浴セット（洗身タオル・フェイスタオル・バスタオル・シャンプー・リンス・ボディソープ） 口腔衛生セット（歯ブラシ・歯磨き粉・個人持ちティッシュ（5箱まで/月）） 嗜好品や補助ドリンク（コーヒー・アクエリアス等）
		Bセット 270円/日	■Bセット 入浴セット（洗身タオル・フェイスタオル・バスタオル・シャンプー・リンス・ボディソープ） 口腔衛生セット（歯ブラシ・歯磨き粉・義歯ケース・義歯洗浄剤・義歯安定剤・うがいコップ・個人持ちティッシュ（5箱まで/月）・ウェットティッシュ・おしり拭きシート） 嗜好品や補助ドリンク（コーヒー・アクエリアス等）
	教養娯楽費	150円/日	施設がサービス提供の一環として実施する行事活動等における費用
	預り金管理費	3,000円/月	新規に口座を開設していただき、利用料や小口現金の支出を代行いたします。金銭、及び通帳等の管理手数料として徴収いたします。
	理美容料	2,000円	理髪を希望される場合　※別途料金で顔そり、カラー、パーマも可。
	電気使用料	50円/コンセント1口につき	持ち込みのテレビ、電気毛布、電気あんか等利用者の身の回り品として必要な機種をした場合のコンセント1口あたりの電気料金（携帯電話、タブレット型端末、在宅酸素機器等ご使用を希望の方は事前にご相談ください。） ※介護用ベッド、離床センサー、エアーマット等施設サービスとして利用者に供するものは徴収いたしません。
	その他	上記以外の日常生活に要する物品等、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を、ご負担いただきます。	

※オムツ代は、介護保険給付対象となりますので、ご負担の必要はありません。但し、事業所が指定したものに限ります。

●段階の説明（負担限度額区分）※令和3年8月～

区分（段階）	課税区分（世帯全員）	説 明（対象者）	預貯金額（夫婦の場合）
第１段階	市民税　非課税	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方	１０００万円(２０００万円)以下
第２段階	市民税　非課税	課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	６５０万円(１６５０万円)以下
第３段階①	市民税　非課税	課税年金収入が80万円を超え１２０万円以下の方	５５０万円(１５５０万円)以下
第３段階②			５００万円(１５００万円)以下
第４段階	市民税　課税	上記対象条件以外の方	

※減額の手続きなどの詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

特別養護老人ホーム　やまびこ